

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会  
開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会警備・消防防災基本方針に基づき、福井しあわせ元気国体および福井しあわせ元気大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、福井しあわせ元気大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）の業務体制および業務内容を定めることにより、選手・監督・両大会役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水等その他異常な自然現象または火災等で、死傷者の発生または施設の損壊を伴い、もしくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

(2) 突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬や毒劇物等を用いたテロ等突発事案であって、死傷者を伴い社会的反響の大きい事案、または死傷者等を伴うおそれがあり大きな社会的反響が予想される事案で、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

第2章 開・閉会式会場における活動等

(実施期日および実施場所)

第3条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
福井しあわせ元気国体 総合開・閉会式リハーサル	未定	【福井運動公園】 ・福井運動公園敷地内および 周辺
福井しあわせ元気国体 総合開会式	平成30年9月29日(土)	・その他関係施設
福井しあわせ元気国体 総合閉会式	平成30年10月9日(火)	【荒天時】
福井しあわせ元気大会 開・閉会式リハーサル	未定	・未定

福井しあわせ元気大会 開 会 式	平成 30 年 10 月 13 日 (土)
福井しあわせ元気大会 閉 会 式	平成 30 年 10 月 15 日 (月)
事前警戒・警備	平成 30 年 9 月中旬 (予定) ～ 9 月 28 日 (金) 平成 30 年 10 月 9 日 (火) ～ 10 月 12 日 (金)

(発生に備えた措置)

第 4 条 実施本部会場管理部長は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部関係部長と連携して次の警戒措置を行う。

- (1) 大規模災害等に対する関連情報の収集
- (2) 交通機関の運行および道路交通状況の情報収集
- (3) 避難経路の確認および避難場所の確保
- (4) 仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置および障害物の点検・除去
- (5) 大規模災害等への対応および避難場所等の周知
- (6) 火気の使用中止および機器等の運転の安全確認
- (7) 医薬品、医療器具等の確保準備
- (8) 県・関係市町災害対策本部（未設置の場合の連絡担当課（係）等を含む。）および消防、警察、自衛消防組織、委託警備会社等（以下「防災関係機関」という。）への連絡、連携の確保
- (9) その他必要な警戒措置

(大規模災害等発生時の措置)

第 5 条 実施本部員は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う。

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握および交通情報の収集
- (3) 救急・救助活動
- (4) 両大会参加者（災害時要救護者を含む。）の安全確保および避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導および通行路の確保
- (6) 残留者対策および会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 防災関係機関および県・関係市町災害対策本部等との緊密な連携および情報交換
- (9) 通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置

(特別緊急災害対策本部の設置)

第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生しまたはそのおそれがある場合、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、特別緊急体制伝達系統図(別表第1)により伝達を行うとともに、特別緊急災害対策本部(以下「特別緊急本部」という。)を設置する。

- 2 特別緊急本部は、開・閉会式等会場が被災等により使用に耐え難い場合、またはそのおそれがある場合においては、近隣の適切な場所に設置する。
- 3 特別緊急本部は、特別緊急災害対策本部編制表(別表第2)のとおり編制する。
- 4 特別緊急本部設置時の通信連絡体制は、別に定める。

(特別緊急本部の運用)

第7条 特別緊急本部の編制にあたっては、大規模災害等の発生場所や規模、被害状況とその拡大、波及性等を勘案し、弾力的な運用を図るものとする。

(防災関係機関との連携)

第8条 特別緊急本部は、大規模災害等に対する一時的な応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関連絡系統図(別表第3)に基づき、防災関係機関と緊密な連絡調整を行うとともに、協力体制を確立する。

(県防災組織との関係)

第9条 特別緊急本部は、大規模災害等の発生またはそのおそれがあり、県が県地域防災計画や各部局の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、県災害対策本部、各種危機事案対策本部等を設置した場合において、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。

(主催者連絡会議等による決定措置)

第10条 実施本部長は、両大会開催直前または開催中において主催者連絡会議等による中止または中断の決定がなされた場合は、混乱による各種事故防止を図るため、必要に応じて特別緊急本部を設置し、直ちに次の措置をとる。

- (1) 両大会参加者に対して、場内放送設備、大型映像装置等の機器の活用および実施本部員、警備員等の現場広報による中止または中断の周知を図り、避難または退場の案内誘導を行う。
- (2) 出入口等における退場の支障となる物品等を撤去するとともに、必要により避難口を開放し、第13条に定める避難場所への安全な誘導に努める。
- (3) 会場への入場禁止措置をとるとともに、入場しようとする者に対して、中止または中断の周知を図り、必要により直近の避難場所への安全な誘導を行う。
- (4) 緊急の避難を必要としない中止の決定があった場合は、両大会参加者をそれぞれの通常手段による退場場所まで安全に案内誘導を行う。
- (5) 避難後の残留者の発見に努め、発見した場合は直ちに避難または退場の措置をとる。
- (6) 中断する場合においては、無用な混乱を生じさせないため、中断の理由および

中断に伴う措置ならびに今後の見通しについて両大会参加者に周知を図るとともに、突発的な事案の拡大等による中止に備えた警戒措置に配慮する。

(実施態度の決定)

第 11 条 開・閉会式等の実施態度の決定に係る処理等は、別に定めるところによる。

(避難等の周知)

第 12 条 実施本部は、大規模災害等の発生により両大会参加者を避難させる場合に備え、次の方法等により入場時に両大会参加者に対する大規模災害対策の事前周知・啓発を図る。

- (1) 各スタンドからの避難経路、退場口、避難時の留意事項等を記載したビラの配布
- (2) 場内放送の活用による大規模災害等発生時の諸注意の伝達
- (3) 演技出演者、音楽隊等が使用する場所の避難経路、退場口、避難時の留意事項等の口頭による伝達

(避難場所)

第 13 条 避難場所は、別表第 4 のとおりとし、別に作成する開・閉会式等警備計画書において、避難誘導等必要な事項について定める。

(留意事項)

第 14 条 避難誘導にあたっては、次の事項に留意し、両大会参加者の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

- (1) 場内非常放送の活用、拡声器等による避難方法、避難経路の案内指示等の広報を積極的に行い、心理的不安の除去を図りつつ、混乱による二次災害の防止に努める。
- (2) あらかじめ定められた避難対象区分における両大会参加者の行動統制を図り、前条で定めた避難場所に誘導する。
- (3) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対する積極的な支援を行い、負傷者とともに最優先で避難誘導に努める。
- (4) トイレ、洗面所、各諸室等における残留者の発見に努める。
- (5) 避難場所における避難者数、負傷者等の有無および負傷者程度の把握に努める。
- (6) 避難者に対して判明した大規模災害等の現状、公共交通機関の運行および道路交通状況ならびに今後の見通し等について積極的かつ効果的な広報に努める。
- (7) 防災関係機関および県・関係市町対策本部等との連携を密にして、積極的な協力支援に努める。

(負傷者等の搬出等)

第 15 条 特別緊急本部は、人命救助を最優先とした迅速な救助活動に努め、救急医療関係者との連携を密にした救護支援を行う。

2 負傷者等の搬送先は、原則として救護所に搬送する。ただし、搬送に耐え難いと

判断される重傷（症）者等にあつては、医療関係者の判断による。

（医療体制）

第16条 特別緊急本部は、防災関係機関と連携を密にして、迅速に負傷者等を指定救急医療機関等の医療施設への搬送支援を行うとともに、迅速・的確な医療体制の確立を図る。

### 第3章 福井しあわせ元気大会の競技会場における対策

（実施期日および実施場所）

第17条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
競技会場 (練習会場含む)	平成30年10月12日(金) ～10月15日(月) (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	【福井市】 ○ 福井県営陸上競技場〔陸上競技(身・知)〕 ○ 福井市スポーツ公園サッカー場(兼ラグビー場)〔アーチェリー(身)〕 ○ スポーツプラザWAVE40〔ボウリング(知)〕 ○ 福井県営体育館〔車椅子バスケットボール(身)〕 【敦賀市】 ○ 敦賀市総合運動公園プール〔水泳(身・知)〕 ○ 敦賀市きらめきスタジアム〔フットベースボール(知)〕 【小浜市】 ○ 小浜市民体育館〔バレーボール(精)〕 【大野市】 ○ 大野市エキサイト広場総合体育施設体育館〔バレーボール(身)〕 【勝山市】 ○ 勝山市体育館「ジオアリーナ」〔バスケットボール(知)〕 【鯖江市】 ○ サンドーム福井〔卓球(身・知) サウンドテーブルテニス(身)を含む〕 【あわら市】 ○ トリムパークかなづ体育館〔バレー

		<p>ボール（知）</p> <p>【越前市】</p> <p>○ 武生東運動公園ソフトボール場〔ソフトボール（知）〕</p> <p>【坂井市】</p> <p>○ 三国運動公園陸上競技場、多目的競技場〔フライングディスク（身・知）〕</p> <p>○ 丸岡スポーツランドサッカー場、人工芝グラウンド〔サッカー（知）〕</p> <p>【永平寺町】</p> <p>○ 松岡総合運動公園 you me パーク〔グラウンドソフトボール（身）〕</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする</p>
--	--	---

（対策等）

第 18 条 大規模災害等の対策（避難場所を含む。）については、第 2 章に準じて、必要な対策を講じる。

#### 第 4 章 教育および訓練

（教育および訓練）

第 19 条 実施本部は、大規模災害等発生時における円滑な諸活動の実施に備え、関係する実施本部員に対し、あらかじめ業務に関する教育および事前訓練を実施する。

（教育および訓練内容）

第 20 条 大規模災害等の対策に関する教育および訓練内容は、原則として次のとおりとする。

(1) 教育内容

- ア 特別緊急本部の組織編制に関すること。
- イ 本実施計画の周知および大規模災害等の対策に必要な知識に関すること。
- ウ その他両大会の開催に伴う大規模災害等の対策に係る必要な事項に関すること。

(2) 訓練内容

- ア 大規模災害等の情報の収集、伝達および通信要領
- イ 救出救護訓練

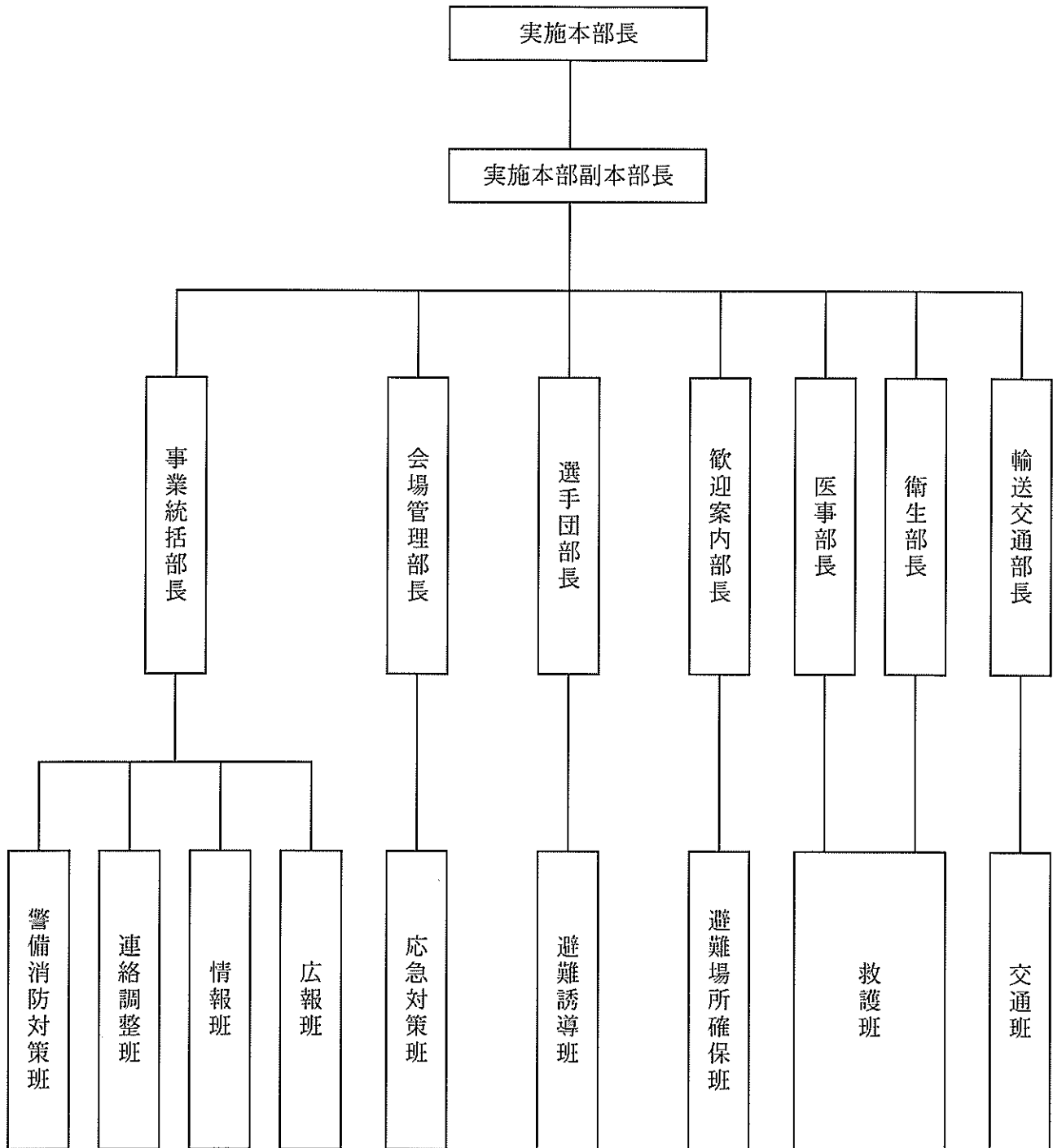
- ウ 避難誘導訓練
- エ 広報活動訓練
- オ その他必要と認められる事項

## 第5章 雑則

(委任)

第21条 この計画の実施について必要な事項は、実施本部長が別に定める。

特別緊急体制伝達系統図



※ 県災害対策本部が設置された場合は、この限りでない。



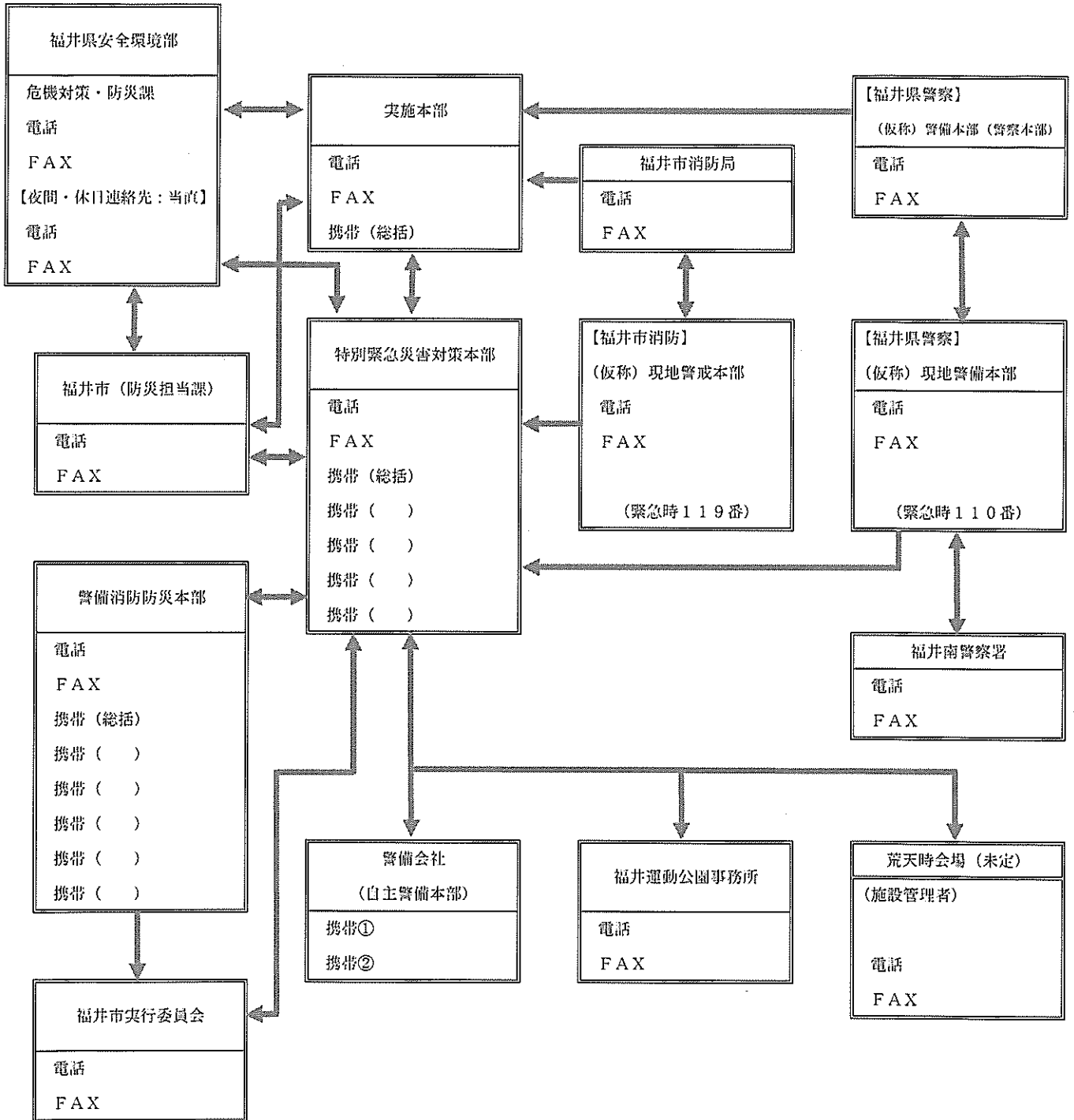
別表第2（第6条関係）

特別緊急災害対策本部編制表

対策本部長	実施本部長			
対策副本部長	実施本部副本部長			
対策本部員	事業統括部長 医事部長	会場管理部長 衛生部長	選手団部長 輸送交通部長	歓迎案内部長
	編制	要員差出し班	任務内容	
事業統括部長	警備消防対策班	入場整理班	○ 特別緊急災害対策本部の指揮、運用、総括	
			○ 火災等情報分析、被害予測	
			○ 被害状況、応急措置等の記録	
	連絡調整班	総務班	○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ 実施本部各部（各班）との連絡調整 ○ 各実施本部内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整 ○ 日本体育協会、文部科学省等への報告・連絡	
		報道広報班		
		招待者班		
		式典班		
		激励班		
		歓迎案内班		
		受付班		
		入場整理班		
		会場管理班		
		医療救護班		
		衛生班		
		宿泊班		
輸送交通総務班				
交通広報・案内班				
会場駐車場班				
計画バス班				
シャトルバス班				
選手団班				
競技記録班				
情報班	総務班	○ 火災等の情報、来場者等の動向に関する情報収集		
	会場管理班	○ 仮設物等設備の被災状況に関する情報収集		
広報班	報道広報班	○ 非常放送		
	式典班	○ 広報・報道対策		
会場管理部長	応急対策班	入場整理班	○ 火災等の初期消火等	
		会場管理班	○ 負傷者の救出・救護	
			○ 被害拡大防止	
			○ 現場における来場者等の雑踏整理	
選手団部長	避難誘導班	歓迎案内班	○ 避難場所への誘導	
		式典班	○ 残留者の確認	
		入場整理班	○ 各施設等の保安管理	
		会場管理班		
歓迎案内部長	避難場所確保班	受付班	○ 避難場所の確保	
		入場整理班	○ 避難者の確認・整理	
			○ 避難者に対する情報提供等	
			○ 二次避難場所等への誘導	
医事部長	救護班	医療救護班	○ 負傷者の救急・救護	
衛生部長		衛生班	○ 負傷者の搬送	
輸送交通部長	交通班	輸送交通総務班	○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策	
		交通広報・案内班	○ 周辺における交通情報の収集	
各部共通	○ 状況に応じた初期対応の実施および他班の支援業務			
○ その他特命事項の処理				

※ 県災害対策本部が設置された場合は、この限りでない。

防災関係機関連絡系統図



※ 福井しあわせ元気大会各競技会場に係る防災関係機関連絡系統図については、会場地市町が定める福井しあわせ元気国体時の連絡系統図に準じる。

別表第4（第13条関係）

避難場所

避難対象区分		避難場所
陸上競技場	各階の諸室	補助競技場
	メインスタンド	補助競技場
	北側サイドスタンド	補助競技場
	バックスタンド	福井少年運動公園
	南側サイドスタンド	エントランス広場
		福井少年運動公園
県営球場	諸室	やすらぎの広場
	観覧席	テニス場
体育館	全館	やすらぎの広場

※ 福井しあわせ元気大会各競技会場における避難場所については、会場地市町が定める福井しあわせ元気国体時の避難場所に準じる。